

第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容

基本目標 1 人と自然との共生

施策の方向 1-1 水循環の維持、回復及び有効利用

【現況と課題】

- 大規模な森林は無く、水源涵養機能の保全・向上を図るためには、残された貴重な樹林の保全・維持と新たな造林や水源涵養機能を高める様々な施策を推進していく必要があります。
- 各所に見られる湧水が、貴重な水源と水循環の一端を担っています。しかし、都市開発により雨水の地下浸透が減少することで、湧水の保全が懸念されています。湧水の保全・維持のための措置が必要です。

【取組の方向】

- 水循環機能の保全と向上のため、樹林の水源涵養機能の向上をめざし、残された貴重な樹林等の緑地の保全と新たな造林を推進します。
- 各所に見られる湧水や地下水は貴重な水源と水循環の一端を担っていることから、湧水と周辺環境の保全と維持管理を推進します。
- 節水活動等をはじめとする水資源の有効利用で、環境への負荷を少なくします。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
市道の透水性舗装の整備箇所数	箇所	増加	6 箇所 (H23)	8 箇所以上
市民 1 人 1 日当たりの給水量	ℓ	減少	303ℓ	—
地下水の水質汚濁に係る環境基準達成状況	—	達成	2 地点超過	環境基準達成

注) 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

取組施策 1-1-1 地下浸透・涵養機能の保全

【施策内容】

①樹林等の保全・再生

- ・水源涵養機能の保全・向上を図るため、残された貴重な樹林及び緑地、農地の保全・維持・再生を推進します。

②市街地での地下浸透の促進

- ・市街地での地下浸透を高めるため、住宅、事業所、公共施設などにおける敷地内の緑地の確保、雨水浸透柵の設置や透水性舗装を促進します。

取組施策 1-1-2 地下水・湧水の保全

【施策内容】

①地下水の保全

- ・関係機関と連携して地下水の水質監視と、地下水の汲み上げ量の適正管理を促し、地下水の保全対策を推進します。

②湧水の保全

- ・水源涵養機能を有する緑地の保全と緑化を推進し、土地の改変等による悪影響を最低限に抑え、湧水箇所及び周辺環境の適正な維持管理を推進します。
- ・地域資源として保全・利活用が図れるよう、関係者と協議の上、湧水及びその周辺環境の保全・整備を推進します。
- ・湧水・井泉の調査を検討します。

取組施策 1-1-3 水資源の有効利用の推進

【施策内容】

①節水の推進

- ・公共施設における節水対策を推進します。
- ・限りある水資源を有効利用するため、普及啓発を図り、市民・事業者等の意識の向上と節水行動を促します。
- ・貴重な水の有効利用の観点から計画的、継続的に漏水調査を行い、更なる有収率の向上に努めます。

②雨水・再生水の有効利用の促進

- ・家庭や事業所、公共施設等での雑用水（散水、水洗トイレ）には、雨水・再生水の積極的な利用を推進します。

③井戸水・地下水の適正利用の促進

- ・取水による周辺への影響や地下水汚染に関する情報を収集し、市民・事業者等に適正な利用と管理を促します。

施策の方向1-2 生物多様性の保全

【現況と課題】

- 浦添大公園周辺では森林生態系、安謝川等の主要河川では河川生態系、港川海岸付近では海域生態系が形成されています。
- 都市化が進んだ本市にはまとまった緑が少ないことから、既存の緑地は生物にとって重要な生息地となっており、動植物の生育・生息環境の保全・再生を図る必要があります。
- 良好な生態系の保全・維持には動植物の生育・生息環境を把握する必要があります。また、調査に基づくそれぞれの自然環境に対応した保全策を講じることが必要です。
- 本市には、移入生物や帰化生物といった外来生物が生息しています。陸生動物では、家猫やフィリマングース、オオヒキガエル等が在来の野生生物を捕食し、水生生物では、グッピーやティラピア等、繁殖力の高い外来生物が多く生息し、在来生物の生活を脅かしています。野生動植物の生態系に対して悪影響を及ぼす外来生物対策の検討・推進が必要です。

【取組の方向】

- 生物多様性の基盤となっている山・川・海の保全・再生の自然環境の保全により、生物多様性の保全を推進します。
- 環境影響評価制度の適正運用を図りつつ、開発事業の計画段階からの環境配慮に努めます。
- 市域の動植物の生育・生息環境を把握し、多様な生態系の保全を推進します。
- 本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、外来生物対策を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31年度
みどりの確保量（市域面積に対する割合）	%	増加	18% (H11)	27% (H27)
自然環境調査の実施箇所 (浦添市環境マップの掲載箇所)	箇所	増加	10箇所 (H23)	20箇所

取組施策 1-2-1 森林生態系の保全・創出

【施策内容】

- ① 樹林・緑地における生息空間の保全
 - ・ 森林生態系を形成する動植物の生息・生育空間となっている樹林・緑地を保全・創出し、生物多様性の向上を図ります。
- ② 緑の連なりの確保
 - ・ 広域的な森林生態系を創出するため、浦添大公園周辺を拠点とした緑の連なりを確保します。

取組施策 1-2-2 河川生態系の保全・再生

【施策内容】

- ① 多自然型工法による水辺の整備
 - ・ 本来あるべき河川生態系を保全するため、治水上の安全を確保しつつ河川の自浄作用や生態系の再生能力を促す多自然型工法による河川及び水辺の整備を推進します。

取組施策 1-2-3 海域生態系の保全・再生

【施策内容】

- ① 海域の自然環境の保全
 - ・ 海域環境の改変による影響から港川地先に広がるサンゴ礁生態系や干潟を保全するため、開発行為においては環境配慮を推進し、水質汚濁や不法投棄の監視体制を整備します。

取組施策 1-2-4 生物多様性の社会への浸透

【施策内容】

- ① 生態系の現状調査
 - ・ 動植物の生息・生育状況等の生態系に関する調査、研究、情報収集に努め、環境教育の教材や情報提供などに活用しながら、生物多様性の社会への浸透を図ります。

取組施策 1-2-5 開発行為における環境配慮

【施策内容】

①開発行為における環境配慮

- ・開発行為においては計画段階から環境配慮の方策が盛り込まれるよう努めるとともに、民間事業者に対し指導等を行います。

取組施策 1-2-6 野生生物の保護

【施策内容】

①鳥獣の保護・管理の推進

- ・県の鳥獣保護管理計画を基本に関係機関と連携して、メジロの飼育許可などの鳥獣の保護・管理を推進します。

②外来生物対策の推進

- ・関係機関と連携し、外来生物対策を推進します。

施策の方向1-3 環境配慮型農水産業の推進

【現況と課題】

- 農水産業は、生物の多様性や生態系によってもたらされる恩恵を直接的に享受しています。また、農業生産活動が行われることにより、国土の保全、水源涵養機能、自然環境の保全、良好な景観の形成等、食料の供給以外の多面的な役割を果たしています。
- 農水産業は自然と相互に密接な正負の影響を及ぼしあっていることから、将来にわたって持続的に恩恵を受けられるよう環境に配慮した形で振興する必要があります。
- 農薬、肥料、除草剤等の使用に際しては、減農薬に努めるなど環境に配慮する必要があります。

【取組の方向】

- 環境保全型農業や、環境に配慮した水産・畜産・養蚕業の推進に努めます。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31年度
農地面積	ha (ヘクタール)	水準維持	20.9 ha (H23)	—
市民農園区画数	区画数	増加	25 区画 (H23)	50 区画

取組施策1-3-1 環境配慮型農水産業の推進

【施策内容】

- ①環境保全型農業の推進
 - ・適切な施肥管理による土づくり、減農薬農業等の環境保全型農業を促進します。
- ②休耕地対策の推進
 - ・耕作放棄地の発生を防止することに努めながら、桑園や市民農園の整備など、休耕地の活用を促進します。
- ③環境配慮型水産・畜産業の推進
 - ・関係機関と連携し情報提供・啓発を通して、環境に配慮した水産・畜産業を推進します。

施策の方向1-4 自然とのふれあいの場の保全

【現況と課題】

- 市域の緑地は、点在する程度でまとまった緑地は見られません。市域に残された緑地、水辺、海辺等は自然環境保全を念頭に置き、良好な状態で管理・保全する必要があります。
- 緑地や水辺、海辺を整備するに当たっては、開発並びに供用後に起こりうる環境への影響をできるかぎり軽減するための対策が必要です。

【取組の方向】

- 公園・水辺・海辺の管理者による適正管理、利用者によるポイ捨てや不法投棄の防止、マナーの遵守などを推進し、自然とのふれあいの場における自然環境を保全します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
みどりの確保量（市域面積に対する割合）	%	増加	18% (H11)	27% (H27)
自然環境調査の実施箇所 (浦添市環境マップの掲載箇所)	箇所	増加	10 箇所 (H23)	20 箇所

取組施策1-4-1 自然とのふれあいの場の保全

【施策内容】

①自然あふれる公園の保全

公園に残された自然環境を守るため、自然環境に配慮した適正な維持管理、生息動植物に関する情報発信、利用者によるポイ捨てや不法投棄の防止、マナーの遵守の啓発を推進します。

②緑地及び水辺・海辺の保全・修復

公園以外の緑地・水辺・海辺等の人と自然とのふれあいの場においても、所有者・管理者と連携し、自然環境の保全に努めます。

③自然とのふれあいの場の整備における配慮

人と自然とのふれあいの場を整備する場合には、自然環境への影響を最小限に抑えるよう配慮します。

基本目標 2 良好な生活環境の保全

施策の方向 2-1 人の健康及び生活環境の保全

【現況と課題】

- 光化学スモッグの原因となっている光化学オキシダントは、環境基準を未達成です。大気汚染防止法に基づく緊急時の措置が必要となる値を超えることはありませんでしたが、今後も監視を続ける必要があります。
- 建設・解体工事や工場の作業に伴う粉じんや悪臭による苦情が多いことから、事業者に対して大気汚染物質の削減に取り組むための指導を行う必要があります。
- 安謝川は環境基準 C 類型を達成し、小湾川も環境基準 C 類型相当の水質を維持しています。一方牧港川は環境基準 C 類型未達成で、特に上流は水質汚濁が課題となっています。港川海岸は環境基準の A 類型相当の水質を維持していますが、近年は悪化傾向を示しています。
- 河川、海域ともに、安心して水際での遊びが楽しめるような水質汚濁防止対策を積極的に進める必要があります。汚濁の主な原因である事業所排水と生活排水処理対策を進める必要があります。
- 近年では、大規模な開発工事、農地、米軍基地等から赤土等の土壌が流出し、問題となっています。イノーに堆積すること等が懸念されるため、赤土等の流出を防止する必要があります。
- 自動車騒音の状況は、平成 21 年現在、国道 58 号（仲西）と学園通り線（城間）で環境基準は未達成ですが、市町村が国・県に対して自動車騒音の改善を要請する判断基準となる要請限度は超えていません。監視を続けるとともに、交通量の軽減や道路構造の改善等を図り、人と環境にやさしい交通社会を推進する必要があります。
- ダイオキシン類は市内の調査地点の 2 地点とも環境基準を満たしています。PRTR 制度による市内の化学物質排出量は、大気への排出量が増加傾向にあり、事業者自らが化学物質の環境中への排出量等の把握を行うことにより自主的に管理する必要があります。
- 良好な衛生状態の維持に努めるため、ペットの飼い主に適切な飼養、ハブ等の危険生物対策、生活圏内のそ族昆虫の適切な防除、空き地・墓地等の適正管理、水道水の水質管理等が必要です。

【取組の方向】

- 大気環境の監視体制を整備するとともに、事業所及び建設工事からの大気汚染物質・アスベスト・悪臭の排出規制と対策の指導強化を図り、大気環境・悪臭を改善します。
- 市民・事業者に協力を呼び掛け、自動車排出ガスの抑制を推進します。
- 河川・海域・地下水の水質汚濁及び土壌汚染の監視体制を充実します。
- 事業者排水の規制及び指導を強化するとともに、公共下水道整備・合併処理浄化槽の普及や流域の住民・事業者と協働による取組を推進し、総合的な事業所・生活排水対策を推進します。

- 住環境の騒音監視体制の充実を図るとともに、自動車及び航空機からの騒音・振動の改善を促します。
- 事業所及び建設工事の規制・指導の強化とともに、近隣騒音対策を推進します。
- ダイオキシン類対策、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションを推進すること
を図り、化学物質を適正に管理します。
- ペットの適正な飼養の促進、危険生物対策、そ族昆虫対策、空き地・墓地の適正管理を
推進し、水道水の水質管理を図り、環境衛生対策を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす 方向	現状	H31 年度
公害苦情件数（総数）	件数	減少	55 件	—
二酸化窒素濃度 （環境基準：0.060ppm 以下）	ppm	達成・維持	0.020ppm 達成	達成・維持
浮遊粒子状物質濃度 （環境基準：0.100mg/m ³ 以下）	mg/m ³	達成・維持	0.020mg/m ³ 達成	達成・維持
光化学オキシダントの環境基準 超過日数 （環境基準：1 時間 値 0.060ppm 以下）	日数	減少	37 日	—
悪臭に関する公害苦情件数	件数	減少	15 件	—
市内河川の各測定点における生活 環境に係る環境基準達成評価 （BOD75%値：5 mg/ℓ以下（C 類型））	%	増加	75% 8 地点中 6 地点 で達成	100% 全地点で達成
市内海域の測定点における生活 環境に係る環境基準達成評価 （COD：2mg/ℓ以下（A 類型相 当））	mg/ℓ	達成・維持	1.8 mg/ℓ 達成（H23）	達成・維持
地下水の水質汚濁に係る 環境基準達成状況	—	達成	2 地点超過	達成
汚水衛生処理率	%	増加	93.8%	94.5%
自動車騒音に係る環境基準達成率	%	増加	50.0% 4 地点中 2 地点 で達成	100% 全地区で達成

注) 1. 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

2. 「市内河川の各測定点における生活環境に係る環境基準達成評価」とは、安謝川、牧港川、小湾川 3 水域の各測定点における生活環境項目の達成状況のことです。なお、小湾川は環境基準の設定はないため、C 類型を参考に基準としました。
3. 「市内海域の測定点における生活環境に係る環境基準達成評価」とは、市独自の各測定点を含む港川海岸の測定点における生活環境項目の達成状況のことです。なお、港川海岸は環境基準の設定がないため、A 類型を参考に基準としました。

取組施策2-1-1 大気環境・悪臭の改善

【施策内容】

- ①大気環境の監視体制の整備
 - ・有害な大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、関係機関と連携して監視体制を整備します。
- ②事業所の大気の排出規制及び指導の強化
 - ・事業活動によって排出する有害大気汚染物質の排出を事業者自身で管理・抑制するため、大気汚染の防止に関する知識の普及、指導の強化を推進します。
- ③建設工事の公害対策
 - ・建設工事における粉じん等の環境汚染を未然に防ぐため、建設作業の届出の徹底と、近隣への健康被害リスク回避の指導・啓発等を推進します。
- ④自動車排出ガスの抑制
 - ・エコドライブの普及啓発や渋滞の緩和等により自動車排出ガスの抑制を推進し、自動車排出ガス由来の大気汚染防止に努めます。
- ⑤アスベスト対策の推進
 - ・解体事業者に対して届出・通知体制を強化、アスベストによる健康被害リスク回避等の啓発を行い、アスベスト対策を推進します。
- ⑥悪臭規制及び指導の強化
 - ・悪臭の発生源に対して規制・指導の強化を行い、悪臭に対する苦情には迅速に対応します。

取組施策2-1-2 水質・土壌環境の改善

【施策内容】

- ①河川・海域の監視
 - ・河川・海域及び公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、監視体制を整備し水質調査を実施します。
- ②事業所の排水規制及び指導の強化
 - ・事業活動による排水や地下への浸透状況を監視し、指導体制を整備し、水質汚濁防止に努めます。
- ③総合的な生活排水対策の推進
 - ・公共下水道の接続率向上、合併浄化槽の普及、定期的な処理施設の清掃による処理機能の維持など、総合的な生活排水対策を推進します。
- ④流域全体での協働による取組の推進
 - ・流域市町村と協働して広域的に水質汚濁防止を推進します。
- ⑤海洋汚染の防止
 - ・陸域からの負荷や船舶等からの油、有害物質及び廃棄物の排出等への対策を講じ、国・県・近隣市町村等と連携し、海洋汚染の防止に努めます。

⑥赤土等流出防止対策の充実

- ・沖縄県赤土等流出防止条例、沖縄県環境影響評価条例等を活用し、赤土流出等対策を推進します。

⑦土壌・地下水の監視

- ・土壌・地下水の監視を行い、新たな土壌汚染・地下水汚染を未然に防止します。

取組施策2-1-3 騒音・振動環境の改善

【施策内容】

①騒音環境の監視体制の整備

- ・交通騒音・航空機騒音等の状況を把握するため、監視体制を整備します。

②事業所の騒音・振動の規制及び指導の強化

- ・建設・解体作業に対する規制、工場・事業場から発生する騒音・振動を事業者自身で抑制するための指導を強化します。

③自動車騒音・振動対策の推進

- ・自動車における騒音・振動環境を改善するため、低騒音舗装、渋滞の緩和を推進し、必要に応じて道路管理者や関係行政機関に騒音防止対策の要請を行います。

④航空機騒音対策の推進

- ・航空機騒音の発生源に対し、騒音防止対策等の要請を行います。

⑤近隣騒音対策の推進

- ・深夜営業や家庭生活等によって発生する騒音の解消をめざして、市民、事業者の意識向上を図るなど、近隣騒音対策を推進します。

取組施策2-1-4 化学物質の適正管理

【施策内容】

①ダイオキシン類対策の推進

- ・ダイオキシン類対策の監視体制を整備し、一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出抑制等、ダイオキシン類対策を推進します。

②化学物質の適正管理の推進

- ・PRTR法対象事業者の排出状況の把握や化学物質排出事業者に対する管理指導や監視体制の充実を図り、化学物質の適正管理を推進します。

③リスクコミュニケーションの推進

- ・化学物質に関する情報を全ての関係者が共有し意見交換等が行えるよう、地域のリスクコミュニケーションを推進します。

取組施策2-1-5 環境衛生対策の推進

【施策内容】

①ペットの適正な飼養の推進

- ・ペットの飼い主に適正な飼養を促し、全ての人にとって良好な生活環境を維持するため、狂犬病予防注射、野良犬・野良猫対策等を強化します。

②危険生物対策の実施

- ・「浦添市ハブによる被害の防止及びあき地の雑草等の除去に関する条例」等に基づき、危険生物対策を実施します。

③そ族昆虫対策の推進

- ・良好な衛生環境を保つため、そ族昆虫の調査、駆除を実施します。

④空き地・墓地の適正管理の推進

- ・空き地・墓地等の管理において、健康衛生・精神衛生上の悪化要因となるものは、所有者に対して適正管理を促し、近隣環境の良好な衛生状態を維持・改善します。

⑤水道水の水質管理

- ・安全・安心・快適な水道の供給を維持するため、水道水の水質管理を充実します。

施策の方向2-2 快適な都市環境の創造

【現況と課題】

- 市街地のスプロール化により、たて詰まり、狭隘な生活道路や袋小路が各地に残されており、一部地域で快適な住環境の確保や災害に対する弱さが懸念されています。規制的手法のほか誘導的手法、または住民の合意形成など、計画的な市街地整備の推進が必要です。
- 良好な快適環境を創造するため、上下水道等のインフラ整備の充実、牧港漁港、牧港海岸、西洲、小湾川のアジサイ公園、安謝川の内間西公園等の親水型施設整備、ユニバーサルデザインの導入等が必要です。
- 規模が大きく環境への影響が考えられる開発事業に関しては、環境影響評価など、環境への影響を未然に防ぐ対策が必要です。
- 自動車の使用は、大気汚染や騒音・振動による生活環境の悪化、地球温暖化等様々な環境問題の要因となっているため、自動車の使用の緩和や環境に配慮した低公害車・低燃費車の普及、道路整備等が必要です。
- 本市の市民1人当たりの都市公園確保面積は $9.37\text{m}^2/\text{人}$ で、供用開始した面積は $5.12\text{m}^2/\text{人}$ です（いずれも平成24年現在）。浦添市都市公園条例による都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は $10\text{m}^2/\text{人}$ であることから、本市の都市公園は水準をやや下回っているため、さらなる都市公園確保の推進が必要です。
- 地域固有の優れた自然景観や歴史文化に根差した街並み景観などが見られます。魅力ある都市環境の創出を図るため、貴重な地域景観の保全と創出を推進する必要があります。
- 本市では、景観法及び浦添市景観まちづくり条例に基づく「景観まちづくり計画」を平成20年に策定し市域を構成する骨格的な景観地区を4つに分けて景観形成を推進しています。また、重点的に取り組む地区として「仲間重点地区」を設定し、先導的に良好な景観形成を推進しています。
- 市域の緑は、公園だけでなく、住宅地等の生活空間の緑や農地、都市の軸となる街路や河川の緑があります。これらの多様な緑の保全・創出・育成には、市による取組のほかに、市民や事業者などの各主体が一体となった取組が必要です。
- 浦添市内には文化財が多数点在しています。平成24年12月現在、国指定文化財等は浦添城跡、中頭方西海道及び普天間参詣道、オカヤドカリ（国指定天然記念物）、勢理客の獅子舞（国選択無形民俗文化財）の4件、県指定文化財は伊祖の高御墓、伊祖城跡、浦添貝塚等の11件、市指定文化財は仲間の拝所群、内間の大アカギ等の55件の、計70件が指定文化財となっています。
- 各種の開発から貴重な文化財を守るためには、文化財の指定が最も効力があり、文化財指定の促進が課題となっています。
- 貴重な文化財は、本市を特徴づける重要な要素であり資産であるため、今後も保存・整備に努めるとともに、歴史文化を積極的に発信し、有効に活用及び次世代へ継承することが必要です。

【取組の方向】

- 安心して快適に暮らせるまちをめざし、計画的な市街地整備を推進していきます
- インフラ整備や親水性護岸、安全・快適性の都市基盤を整備し、環境に配慮した快適環境の基盤の整備を推進します。
- 開発行為における環境配慮として、法・条例アセスを推進し、小規模開発事業においても環境配慮の促進を図ります。
- 浦添市交通基本計画に基づき徒歩や自転車・公共交通機関の利用を促進するとともに、快適な道路の整備を図り、自動車排出ガスや騒音・振動等の環境負荷の低減をめざす、人と環境にやさしい交通社会を推進します。
- 自然とのふれあい、遊び、憩いの場の提供など、都市生活に欠かすことのできない公園の整備・維持管理を市民や市民団体等と協働して取り組むなど、地域に親しまれる公園づくりを推進します。
- 良好な景観形成及び保全のため、自然景観の保全や歴史薫る街並みの整備とともに環境美化に取り組み、地域協働の景観まちづくりを推進します。
- 身近な空間の緑化を推進し、自主的な緑化活動の支援を行い、身近なみどりの創造を推進します。
- 貴重な文化財を保存・整備するとともに、次世代への継承に努めます。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
地区計画地区数	地区	増加	4 地区	概ね 7 地区
公共交通機関の利用率	%	増加	3.6% (H18)	10% (H42)
公園・緑地の箇所数	箇所	増加	85 箇所	88 箇所
市民 1 人当たりの都市公園面積 (供用開始)	m ² /人	増加	5.12m ² /人 (H23)	9.37m ² /人 (都市公園 確保面積)
景観地区等の指定地区数	地区	増加	1 地区	概ね 4 地区
みどりの確保量 (市域面積に対する割合)	%	増加	18% (H11)	27% (H27)
ちゅらまちサポーター制度の申請 件数 (個人、団体)	件	増加	105 件 (H23)	—
市内の指定文化財件数 (国、県、市の合計)	件	増加	71 件	75 件

注) 1.現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

2.「市民 1 人当たりの都市公園面積 (供用開始)」の目標値 (平成 31 年度) は、都市公園確保面積として、都市計画決定等を受けた面積のことです。

取組施策2-2-1 計画的な土地利用の推進

【施策内容】

①計画的な市街地整備

- ・都市計画法に基づいた市街地整備、商工業の計画的な誘致、墓地建設の規制・誘導を実施します。

取組施策2-2-2 快適環境の基盤の整備

【施策内容】

①インフラ整備の充実

- ・上下水道施設の整備、河川等の治水事業を充実します。

②親水型施設整備の推進

- ・川辺、海辺の親水性護岸等の施設整備を推進します。

③安全・快適性の都市基盤の整備

- ・電線類の地中化の検討や、少子高齢化社会に対応するため、バリアフリー化やユニバーサルデザインを基調とした安全・快適性の都市基盤の整備を推進します。

取組施策2-2-3 環境アセスの推進

【施策内容】

①法・条例アセスの推進

- ・環境影響評価法、沖縄県環境影響評価条例に基づいて、環境アセスメントを推進します。

②小規模開発事業の環境アセスの促進

- ・小規模な開発事業においても近隣環境に配慮して実施されるよう、生活環境影響調査などのミニアセス制度を検討します。

取組施策2-2-4 人と環境にやさしい交通社会の推進

【施策内容】

①自動車排出ガスと騒音の抑制

- ・排気ガスや騒音等の自動車に由来する環境負荷を抑制するため、低公害車・低燃費車の普及、ノーマイカーデーの実施、エコドライブの推進等を市民・事業者へ啓発します。

②徒歩・自転車利用の促進

- ・徒歩・自転車利用を促進するため、歩行者・自転車が安心して利用できる空間の整備

等、歩行者と自転車・自動車利用者が共存できるような道路構造の改善を推進します。

③公共交通機関の利用促進

- ・自動車中心の交通社会を改善するため、過度な自動車利用から公共交通等の適切な利用を促進するモビリティ・マネジメントを推進します。
- ・バス交通の充実とモノレール延長及び駅周辺の整備を促進し、利用しやすい公共交通機関や公共交通環境を改善する各種施策の導入と、各種交通手段のスムーズな連携を行う交通結節点の形成を図ります。

④快適な道路の整備

- ・道路交通上の快適性を向上させるため、渋滞緩和、透水性舗装の整備、低騒音舗装の整備等を推進します。

取組施策2-2-5 地域に親しまれる公園づくり

【施策内容】

①公園の整備及び維持管理

- ・地域に親しまれる公園の整備を行い、市民が安全に公園施設を利用できるよう、点検、補修、維持管理を推進します。

②協働による快適性の向上

- ・地域住民と協働して、より快適に利用できるよう、植栽管理、ごみ拾い、マナーの向上等を推進します。

取組施策2-2-6 良好な景観形成及び保全

【施策内容】

①自然景観の保全

- ・自然景勝、風致等の優れた地域景観の保全を推進します。

②歴史薫る街並みの整備

- ・地域の歴史・文化に根ざした街並み景観を保全するため景観地区等の地域地区指定を図り、浦添グスク周辺エリアでの屋根瓦、石積み、石張り、生垣の整備等を推進します。

③地域協働の景観まちづくりの推進

- ・計画の策定段階から地域住民との十分な合意形成を図り、地区計画や景観地区等の制度を活用しながら地域住民が協働して景観向上に取り組むまちづくりを推進します。

④環境美化の推進

- ・清潔で潤いある生活空間は市民の情操形成の一助となるため、環境美化活動を推進します。

取組施策2-2-7 身近なみどりの創造

【施策内容】

①緑化の推進

- ・ポケットパーク、街路樹、道路植栽、住宅、学校、公共施設等における積極的な緑化を推進します。

②自主的な緑化活動の支援

- ・市民・事業者等の各主体と協働して緑化を推進するために、緑化活動の支援や拠点の整備を推進します。

取組施策2-2-8 文化財の保全

【施策内容】

①文化財の調査・研究及び指定・保存並びに復元

- ・貴重な文化財を守るため、文化財調査の実施、保存するための指定の促進、活用のための整備を推進します。

②文化財の継承及び利活用

- ・地域に根付く歴史・文化的遺産を次世代へ引き継ぐため、文化財の情報発信、展示、うらおそい歴史ガイドの育成・支援等の普及啓発を推進します。

基本目標3 循環型社会の構築

施策の方向3-1 資源の有効利用の促進

【現況と課題】

- 循環型社会とは、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできるかぎり少なくする社会を言います。
- 循環型社会形成推進基本法では、廃棄物のうち有用なものを「循環資源」と言います。また同法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物等の①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という対策の優先順位を定めています。
- 市民1人が1日に排出するごみの量は831g（平成21年度）で、ここ数年は減少傾向にあります。人口増加に伴い一般廃棄物の排出量の増加が予測されます。リサイクル率は17.9%（平成21年度）で、ここ数年はほぼ横ばいの状況です。
- 廃棄物を有効な資源として活用するために、ごみの分別をさらに徹底する必要があり、その対策を講じる必要があります。
- 循環型社会の構築に向けて、市民、市民団体、事業者、来訪者、市の協働のもと、4R〔リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕に取り組む必要があります。

【取組の方向】

- 4R〔リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕を推進するため、過剰包装の削減、ごみ減量化の推進、不用品の再使用の促進、再資源化処理体制の整備を図ります。
- 再資源化を推進するため、分別排出の徹底や新たな資源化の推進、分別収集体制の効率化を図ります。
- 資源の有効利用の促進のため、普及啓発を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31年度
一般廃棄物の資源化率	%	増加	17.9%	29.1%
市民1人が1日に排出するごみの量	g	減少	831g	780g
リサイクルプラザ入館者数	人	増加	43,853人 (H23)	—

注)現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成21年度の数値・データです。

取組施策3-1-1 4Rの推進

【施策内容】

①過剰包装の削減

- ・廃棄物の発生を抑えるために、過剰包装の削減やマイバッグ運動を推進します。

②ごみ減量化の推進

- ・廃棄物の排出を抑えるために、生ごみの減量化、事業系ごみの減量化、ごみ処理の有料化の継続を推進します。

③不用品の再使用の促進

- ・フリーマーケット、リサイクルプラザでの不用品の頒布の推進、粗大ごみの再生品の利用や建設廃棄物の再利用を促進します。

④再資源化処理体制の整備

- ・廃棄物の再資源化率をさらに向上させるため、再資源化処理施設の適正管理、公共工事における建設資材のリサイクル、資源ごみの抜き取り行為の制限、焼却灰の再資源化等を推進します。

取組施策3-1-2 再資源化の推進

【施策内容】

①分別排出の徹底

- ・ごみの種別ごとに最適な処理を行うため、市は分別排出ルールの周知徹底、適正指導等を実施し、市民や事業者はそれぞれが適正な分別排出を徹底します。

②新たな資源化の推進

- ・廃棄物をさらに有効な資源として再利用するため、新たに乾電池・蛍光灯・プラスチック製容器包装等の分別収集を検討します。

③分別収集体制の効率化

- ・収集・運搬業務の効率化を図るため、収集日数を週5日にするなど新たな収集・運搬体制について調査・検討します。

取組施策3-1-3 普及啓発の推進

【施策内容】

①普及啓発の推進

- ・各主体がさらに4R運動に取り組んでいくため、広報・ホームページ、クリーン指導員の活用やリサイクルプラザを拠点とした普及啓発、資源ごみの集団回収の充実を推進します。

施策の方向3-2 廃棄物の適正な処理の推進

【現況と課題】

- やむを得ず廃棄物として処理する場合は、環境負荷の低減に寄与するため、安定かつ効率的な廃棄物の適正処理を推進する必要があります。
- 浦添市は、「第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画（平成23年3月策定）」に基づき、更なるごみ減量化や再使用・再資源化の促進を図りながら、計画的なごみの適正処理を進めています。
- 本市は廃棄物の最終処分量（埋立量）ゼロを維持しており、今後も達成していく必要があります。
- クリーンセンターは供用開始後30年以上経過しています。今後も計画的な補修計画や維持補修により長寿命化を図りながら、今後の中間処理、最終処分のあり方を検討する必要があります。
- 山林や河川、空き地及び道路などへの不法投棄やポイ捨てが見られます。地域の良好な環境を保全するため、不法投棄防止対策の推進が必要です。

【取組の方向】

- 廃棄物の処理体制を充実するため、安定で効率的な処理体制の維持、収集体制の整備、今後の中間処理・最終処分のあり方の検討、処理における環境負荷低減の推進を図ります。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、最終処分量ゼロの継続を推進します。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、監視パトロールを実施するなど、不法投棄対策を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31年度
最終処分量	t	水準維持	0t	0t
不法投棄箇所	箇所	減少	2箇所	0箇所

取組施策3-2-1 廃棄物の処理体制の充実

【施策内容】

- ①安定で効率的な処理体制の維持
 - ・廃棄物処理施設の適正な管理、整備の充実、処理コストの削減を進めるとともに、災害時に発生する廃棄物の応急処理計画や広域連携を検討します。

②収集体制の整備

- ・今までの収集体制を維持しつつ、一層の効率化のため、新たな収集・運搬体制について検討していきます。

③今後の中間処理・最終処分のあり方の検討

- ・安定で効率的な処理体制をさらに推進していくため、廃棄物処理施設の長寿命化を推進するとともに、今後の処理・処分のあり方について検討します。

④処理における環境負荷低減の推進

- ・環境負荷の低減を念頭に処理を行うため、ダイオキシン類の排出抑制による公害防止、省エネを推進します。

取組施策3-2-2 最終処分ゼロの継続

【施策内容】

①最終処分ゼロの継続

- ・現状の最終処分ゼロの処理体制を継続するとともに、今後も廃棄物の最終処分量を削減するあり方を検討します。

取組施策3-2-3 不法投棄対策の推進

【施策内容】

①不法投棄対策の推進

- ・不法投棄をしない、させない環境づくりのため、監視パトロールの実施、県、警察等関係機関との連携、ホームページ等による普及啓発、クリーン指導員を活用した不法投棄対策を推進します。

施策の方向3-3 グリーン購入の推進

【現況と課題】

- 限りある資源の有効利用と環境への負荷を軽減するために、環境負荷の少ない原材料、長期間使用が可能、包装材の工夫がされた製品の購入や利用を推進する必要があり、市ではグリーン購入製品やリサイクル製品の使用を推進しています。
- 製品やサービスを供給する事業者も環境への負荷が少ない製品の開発普及に取り組み、経済活動全体を変える必要があります。

【取組の方向】

- グリーン購入を推進するため、浦添市グリーン購入調達方針を推進するなど、市が率先してグリーン購入の施策を推進します。
- 家庭・事業所におけるグリーン購入を促進し、社会へのグリーン購入の浸透を図ります。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
浦添市特定調達品目数	品目	増加	2 品目	—

注) 現状値は、平成 21 年度の数値・データです。

取組施策3-3-1 市の率先購入施策の推進

【施策内容】

- ①浦添市グリーン購入調達方針の推進
 - ・グリーン購入調達方針を実行していくため、浦添市特定調達品目の指定を検討し、公共事業や物品調達時には、リサイクル資材や LED 照明といった高効率照明等の環境に配慮した物品の優先購入を推進します。

取組施策3-3-2 社会へのグリーン購入の浸透

【施策内容】

- ①家庭・事業所におけるグリーン購入の促進
 - ・家庭や事業所においても積極的なグリーン購入が行われるよう、浦添市特定調達品目や、省エネ家電、リサイクル製品等の環境に配慮した製品に関する情報発信等を推進します。

施策の方向3-4 エネルギーの有効利用の推進

【現況と課題】

- 環境への負荷を最小限に抑えつつ、限りある資源・エネルギーを将来に渡って有効利用する循環型社会の形成が必要です。
- 家庭・事業所・公共施設におけるさらなる省エネを推進する必要があります。
- 資源の有効利用と環境負荷低減の観点から、化石エネルギーの代替エネルギーの普及が必要です。地域の特色に適した再生可能エネルギーの普及促進や工場排熱等の未利用エネルギーの有効活用を図る必要があります。

【取組の方向】

- 公共施設や家庭・事業所における省エネの推進を図ります。
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入推進を図ります。
- 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進を図ります。
- 廃棄物処理施設からの焼却熱などの熱回収システムの検討を行います。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
市内の年間電気使用量	kWh	減少	5億676万 kWh (H22)	—
市内の太陽光発電設備の総発電出力	kW	増加	—	—
市内の住宅用太陽光発電設備設置件数	件	増加	—	—

注) 1. 「市内の太陽光発電設備の総発電出力」「市内の住宅用太陽光発電設備設置件数」は、関係機関の協力を得ながら現状値・目標値を定めます。

取組施策3-4-1 省エネの推進

【施策内容】

- ①公共施設における省エネの推進
 - ・公共施設におけるエネルギーの有効利用を図るため、公共施設の節電・省エネ活動等を推進し、省エネ診断、ESCO 事業の導入を推進します。
- ②家庭・事業所における省エネの推進
 - ・家庭や事業所においてもエネルギーの有効利用を図るため、省エネ診断、省エネ製品の導入、節電・省エネ活動等を推進します。

取組施策3-4-2 再生可能エネルギー等の推進

【施策内容】

①公共施設における再生可能エネルギー等の推進

- ・公共施設における太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進し、循環型社会形成推進基本法に則り、廃棄物処理施設の熱回収システムを検討します。

②地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進

- ・本市の自然的・社会的条件に見合った再生可能エネルギーの導入を促進するため、助成制度等の導入支援の検討、普及啓発を推進します。

基本目標 4 地球環境の保全

施策の方向 4-1 地球温暖化対策の推進

【現況と課題】

- 地球温暖化は、化石燃料の燃焼などにより大気中の二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が上昇し、地球の気温が上昇することを言います。
- 現在の状態で温室効果ガスの排出が進めば、海面の上昇や異常気象の増加、植生への影響、マラリアなど感染症の拡大などが地球規模で発生するといわれています。
- 浦添市の二酸化炭素の排出量は、平成 21 年度現在、113 万 t-CO₂と推計され、沖縄県全体の約 1 割を占めています。部門別の割合は、民生家庭が 23%、民生業務が 31%、産業が 23%、運輸が 22%、廃棄物が 1%と推計されています。
- 沖縄県は、「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中で、温室効果ガスの排出量を平成 32 年度までに平成 12 年度比で最大 8%削減することを目標として掲げています。
- 温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。二酸化炭素は主に陸地の緑によって吸収・固定されますが、本市の陸地には緑の占める割合は少なく、吸収源としては乏しい状況です。
- 地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出削減に向けた、事業活動や市民生活の環境配慮型ライフスタイルへの転換、省エネルギー、再生可能エネルギー普及並びに交通における地球温暖化対策の推進などが必要です。

【取組の方向】

- 地球温暖化対策の取組として、地域全体での総合的な対策、協働による対策、行政の率先的対策を推進します。
- 事業活動や日常生活における温室効果ガスの排出抑制を図ります。
- 吸収源としての樹林・緑地の保全及び緑化の推進に取り組むとともに、交通環境の改善を図ります。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
市内の温室効果ガス排出量	t-CO ₂	減少	113 万 t-CO ₂ (推計)	—
市役所からの温室効果ガス排出量の削減率 (H19 年度基準)	%	減少	△3.7% (H23)	△15% (H32)
市内の年間電気使用量	kWh	減少	5 億 676 万 kWh (H22)	—

市内の太陽光発電設備の総発電出力	kW	増加	—	—
市内の住宅用太陽光発電設備設置件数	件	増加	—	—
みどりの確保量（市域面積に対する割合）	%	増加	18% (H11)	—

注) 1. 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

2. 「市内の温室効果ガス排出量」は、「(仮称) 浦添市地球温暖化対策地域推進計画」の策定に合わせ、現状値、目標値を定めます。

3. 「市内の太陽光発電設備の総発電出力」「市内の住宅用太陽光発電設備設置件数」は、関係機関の協力を得ながら現状値・目標値を定めます。

取組施策 4-1-1 総合的な地球温暖化対策の推進

【施策内容】

①地域全体での総合的な対策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称) 浦添市地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。

②協働による対策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制の取組を足元から推進するため、各主体から構成される「(仮称) 地球温暖化対策地域協議会」を設置します。

③行政の率先的な対策の推進

- ・行政が率先して地球温暖化対策を推進するため、「浦添市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を確実に遂行していきます。

取組施策 4-1-2 温室効果ガスの発生抑制対策の推進

【施策内容】

①事業活動における排出抑制

- ・事業活動における温室効果ガスの発生を抑えるため、省エネルギー型施設・設備の導入、環境マネジメントシステムの導入、再生可能エネルギー導入等の支援や普及を推進します。

②日常生活における排出抑制

- ・日常生活における温室効果ガスの発生を抑えるため、公共交通利用、エコドライブ、環境家計簿の普及啓発を推進します。

取組施策4-1-3 地域環境の整備及び改善

【施策内容】

①吸収源としての樹林・緑地の保全及び緑化の推進

- ・温室効果ガスの吸収源やヒートアイランド対策の視点から、樹林の保全や公園等の緑化を推進します。

②交通環境の改善

- ・温室効果ガスの発生源となる自動車交通環境の改善を図るため、公共交通の利用促進、道路ネットワーク、交通結節点の整備を推進し、環境への負荷を低減する交通環境の改善を推進します。

施策の方向4-2 地球規模の環境問題への貢献

【現況と課題】

- 地球温暖化以外の地球環境の大きな問題として、オゾン層の破壊、酸性雨、野生生物の種の保全などがあげられます。
- オゾン層破壊への影響が大きい特定フロンの生産は平成7年末に全廃されました。全廃以前に生産・使用してきた特定フロンの大気中へ放出されることによるオゾン層の破壊が懸念されることから、特定フロンの回収と適正処分が重要な課題となっています。
- 酸性雨は、石炭や石油などの化石燃料の燃焼によって大気中に放出される硫黄酸化物や窒素酸化物が雨に取り込まれて降下する現象で河川や土壌の酸性化など環境に悪影響を及ぼすことが懸念されています。気流の関係で国境を越えて影響を及ぼすため、国際的な問題となっています。
- 港川地先の干潟は、アラスカからオーストラリアに至る長距離を移動するシギ・チドリ類などの渡り鳥の生育環境となっています。これらの野生生物の生息基盤を保全する必要があります。

【取組の方向】

- フロンガス排出の抑制やオゾン層保護に関する情報提供等を推進します。
- 酸性雨の情報提供を行うなど、酸性雨対策を推進します。
- 野生生物の種の保全のため、生物多様性の保全対策を推進します。
- 地球環境を保全するため、国際協力の推進に際し、市レベルでの協力のあり方を検討します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
降雨の pH 年間平均値（酸性雨）	pH	改善・水準維持	pH5.5	pH5.7

注) 現状値は、平成 21 年度の数値・データです。

取組施策4-2-1 オゾン層保護の推進

【施策内容】

①フロンガス排出の抑制

- ・家電リサイクル法、フロン回収・破壊法、自動車リサイクル法に基づいて、特定フロン等の回収と適正処分を推進します。また、オゾン層保護に関する情報提供等を推進します。

取組施策4-2-2 酸性雨の防止

【施策内容】

①酸性雨対策の推進

- ・酸性雨対策を推進するため、酸性雨の原因となる硫黄酸化物・窒素酸化物等の排出抑制対策を推進します。また、酸性雨の濃度観測や情報提供を推進します。

取組施策4-2-3 野生生物の種の保全

【施策内容】

①生物多様性の保全対策の推進

- ・シギ・チドリ類などの渡り鳥を保護するため、生息環境である干潟の保全を推進します。

取組施策4-2-4 国際協力の推進

【施策内容】

①市レベルでの協力のあり方の検討

- ・地球環境問題に取り組むに当たって、市レベルで実行可能な国際協力のあり方を検討します。

基本目標5 協働・参画社会の構築

施策の方向5-1 環境教育・環境学習の推進

【現況と課題】

- 環境の保全と創造の取組を進めるためには、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者など様々な主体が環境問題について十分な知識を持ち、環境保全行動を自発的かつ積極的に実践していただくことが大切です。
- そのためには、家庭や学校、地域、職場など様々な場において環境教育や環境学習を推進し、環境に対する理解や関心を高める必要があります。
- 浦添市では、「浦添市まちづくり構想策定支援事業」、「クリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」、「わくわくワイルドキャンプ」、「環境学習推進事業」、「浦添市環境マップ」など、様々な環境教育及び環境学習を展開してきました。
- 市民アンケート調査の結果によると、環境活動へ現在または過去に参加したことがあると回答した市民は、全体の1割以下となっています。一方約6割の人は環境活動に関心があると回答しており、関心度は高い状況です。
- これらの状況を踏まえ、今後さらに市民や市民団体及び事業者をはじめとする各主体が環境に関心を持ち、理解や認識を深め、環境配慮行動や環境保全活動が活発になるための環境教育や環境学習を展開する必要があります。
- 市内にある貴重な緑地等は、自然とのふれあい、遊び、憩いの場など提供し、生活に潤いと安らぎを与えてくれます。人と自然との豊かなふれあいの場としての保全と活用の適切な施設の整備が必要です。
- 海辺にも貴重なサンゴ礁による自然生態系が見られることから、保全・維持に努める必要があります。人と自然とのふれあい活動の場としての活用が期待されます。

【取組の方向】

- 持続可能な社会づくりをめざして、地域に根差した総合的な内容の環境教育・環境学習を推進します。
- 子どもから大人まで生涯にわたって様々な主体が身近な環境から地球環境についての学びを促すため、環境保全に関する意欲の増進と態度、技能、知識を習得できる機会を増やします。
- 地域で環境教育・環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境教育・環境学習の充実を図ります。
- 自然体験や原体験を重視して、自然や命を大切にする感性を育むことをめざします。
- 家庭や学校、地域、職場などでの環境教育・環境学習の支援と充実を図るため、人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の充実を推進します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
環境学習関連事業・講座の開催数	回	増加	95 回 (H23)	—
こどもエコクラブ登録数	団体	増加	1 団体	10 団体
人材バンク登録者数	人	増加	3 人	20 人

注) 1. 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

2. 「環境学習関連事業・講座の開催数」とは、わくわくワイルドキャンプ、セカンドスクール、リサイクルプラザ講座、環境教育・環境学習講座（環境施策推進室）、その他事業及び講座の開催回数の総計のこと。

取組施策 5-1-1 総合的かつ計画的な取組の推進

【施策内容】

- ①「(仮称) 環境教育推進計画」の策定及び推進
 - ・総合的かつ計画的に環境教育が推進されるよう、学校、教育委員会、社会教育関係者、学識経験者等と連携して計画を策定・推進します。
- ②学校における環境教育・環境学習の推進
 - ・行政・地域・教育委員会等が協力して、学校の教育活動全体を通じた環境教育・環境学習の実施を図ります。
- ③家庭、地域、職場における環境教育・環境学習の推進
 - ・子供から大人まで生涯にわたって環境教育・環境学習に取り組むため、環境学習の機会・教材・人材情報の提供し、家庭、地域、職場など様々な場面における取組を支援します。

取組施策 5-1-2 地域人材の活用

【施策内容】

- ①地域人材の活用
 - ・地域で環境教育・環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境教育・環境学習の充実を図ります。

取組施策5-1-3 自然体験活動の推進

【施策内容】

①自然体験活動の推進

- ・生命を尊び自然を大切にすることを養い、環境についての深い理解を促すため、自然体験活動や自然とのふれあいの機会の充実を図ります。

②体験の場の整備

- ・公園、公共施設、学校、事業所、オープンスペース等において、地域との連携を図りながら、自然とのふれあいや自然体験活動の場、ビオトープなどの整備を促進します。

取組施策5-1-4 環境教育・環境学習の支援と充実

【施策内容】

①環境教育を担う人材育成の推進

- ・地域で環境教育・環境学習を実践する人材を育成します。
- ・学校教員向けの環境教育研修を推進します。

②教材・プログラムの充実

- ・浦添市の自然や環境資源を調査・整理し、「浦添市環境マップ」の内容充実を図ります。
- ・身近な環境の現状把握と保全意識の啓発を促進するため、市民参加の市民環境調査を推進します。
- ・環境学習に役立つ環境副読本や啓発用パンフレット・ウェブサイト等の教材や教育プログラムの作成・充実を図ります。

③環境教育・環境学習のための場・拠点の整備

- ・環境保全などを行っている自治会、NPO等市民団体と協力しながら、環境教育・環境学習のための情報発信の拠点となる機能の整備を推進します。
- ・クリーンセンター、リサイクルプラザ、水道施設、公園など環境に関する公共施設において、施設見学会や環境情報展示コーナーの整備・充実を推進します。

④環境情報の充実

- ・全ての者が地域の環境の現状、施策の進捗状況、市民等の環境保全活動状況など環境に関する各種情報を環境教育・環境学習に活用できるよう、「(仮称)浦添市環境白書」の発行や多様なメディアによる効果的な情報提供を行います。

施策の方向5-2 自発的な活動の促進

【現況と課題】

- 環境問題の発生要因は、生産・消費・廃棄に基づく市民生活や事業活動によるものであることから、日常的な取組の中で、あらゆる面で環境負荷を低減する努力が必要です。
- 市民・事業者アンケート調査の結果から、環境活動に興味・関心のある層に対し効果的に働きかけ、実践行動のきっかけづくりを進めるとともに、活動のさらなる展開を促進する必要があります。

【取組の方向】

- 持続可能なライフスタイルに切り替え、地域環境・地球環境の保全・創造のために行動する市民等を増やします。
- 事業者の環境保全に対する意欲高揚を図り、企業の社会的責任（CSR）の一環としての継続的な環境保全・環境配慮行動を促します。
- 市民や事業者、市民団体等が環境保全活動に取り組むきっかけづくりを支援します。
- 環境保全活動に積極的に関わっている市民・事業者・市民団体に対して、活動の支援や表彰等を推進し、活動の活性化を促します。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
CGG 運動参加者数	人	増加	27,877 人 (H23)	—
人材バンク登録者数	人	増加	3 人	20 人
牧港川クリーンアップ作戦参加者数	人	増加	443 人 (H24)	—
市民憲章環境美化活動参加者数	人	増加	19,948 人 (H23)	—
まちづくりプラン賞受賞団体数（のべ数）	団体	増加	117 団体 (H24)	—

注) 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

取組施策5-2-1 家庭・事業所における日常的な環境配慮の促進

【施策内容】

- ①環境にやさしいライフスタイルの浸透
 - ・ごみ減量、省エネ、グリーン購入等の啓発を推進し、環境にやさしいライフスタイルの浸透を図ります。

②環境に配慮した事業活動の促進

- ・事業活動における環境配慮を促進させるため、環境マネジメントシステムやグリーン購入の情報提供等による意識啓発を図ります。
- ・環境改善活動に取り組んでいる事業者に優位性を与える総合評価落札制度の活用を推進します。

取組施策5-2-2 自発的な活動のきっかけづくり

【施策内容】

①活動のきっかけづくり

- ・環境保全活動に取り組むきっかけづくりをするため、意欲の増進に関する施策の充実を図ります。

取組施策5-2-3 自発的な活動の支援

【施策内容】

①自発的な活動の支援

- ・市民・事業者等の自発的な活動を活発化させるため、情報提供・発信、各種支援の充実を図ります。
- ・市民団体等の活動拠点として、既存公共施設等の活用・充実を図ります。

②人材バンク整備と活用促進

- ・環境に関するアドバイザーとしての人材バンクの登録を募り、指導・助言体制を整備します。
- ・国の環境カウンセラー登録制度の活用も促進します。

③活動団体の表彰

- ・活動団体等の意欲の増進を図るため、活動団体の認証・表彰制度の導入及び充実を図ります。

施策の方向5-3 協働の促進

【現況と課題】

- 市民生活や事業活動の場で環境負荷を少なくする実践活動を推進するためには、率先して市民を牽引するコーディネーターの育成が必要です。
- 本市の市民・事業者アンケート調査の結果から協働に関する課題として、各主体間の連携や推進ネットワークの構築、活動施設や機器及び資金の支援等があげられています。
- このことから、日々の市民生活や事業活動における環境配慮の取組を進めるとともに、多様な活動主体が連携・協働して効果的な活動展開ができるよう、交流・推進ネットワークの構築、活動の場や各種支援体制の整備充実を図る必要があります。

【取組の方向】

- 協働を促進する人材の養成と活動の支援を推進します。
- 環境に関わる各種施策の推進に当たっては、広く市民・事業者の参加を求め、協働による推進を図ります。

【目標】

項目	単位	めざす方向	現状	H31 年度
てだこ市民大学卒業生	人	増加	38名 (H23)	毎年60名
CGG 運動参加者数	人	増加	27,877人 (H23)	—
市民憲章環境美化活動参加者数	人	増加	19,948人 (H23)	—
まちづくりプラン賞受賞団体数(のべ数)	団体	増加	117団体 (H24)	—

取組施策5-3-1 協働を促す人材の養成と支援

【施策内容】

- ①協働を促進する人材の養成と支援
 - ・コミュニティリーダーやまちづくりのキーパーソン、環境保全活動のコーディネーター等の、各主体の協働による環境活動を促す人材及び団体の育成と活動の支援を推進します。

取組施策5-3-2 協働を支える仕組みづくり

【施策内容】

①協働・参画の場と機会の充実

- 環境に関わる各種の行政計画の策定に当たっては広く市民・事業者の参加を求め、計画後の事業実施段階においても各主体と行政との協働が図られるよう努めます。
- 環境関連イベントやボランティア活動等への各主体の積極的な参加を促します。
- 協働による事業の展開を図るため、各主体の環境保全活動及び協働を支援する場を提供するとともに、機会の確保に努めます。

②情報の共有化

- 多様なメディアを活用して環境情報の共有化を積極的に推進します。

③ネットワーク・拠点づくり

- 協働による環境保全活動を推進するため、人的ネットワーク及び活動団体間のネットワーク化と体制・拠点機能の整備を図ります。